



28江監第734号
平成29年4月17日

江東区長 殿

| | |
|---------|---------|
| 江東区監査委員 | 伊藤 貫 造 |
| 同 | 秋 田 茂 夫 |
| 同 | 星 野 博 |
| 同 | 福 馬 恵美子 |

平成28年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成28年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

平成28年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 平成27年度に区が補助金を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、平成27年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、平成27年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

| 対象団体 | 対象事項による区分 | 対象施設 | 所管部 |
|---------------------|---------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団 | 補助金交付 出資 指定管理 | 管理課 砂町文化センター 芭蕉記念館 深川江戸資料館 中川船番所資料館 | 地域振興部 |
| 公益財団法人江東区健康スポーツ公社 | 補助金交付 出資 指定管理 | 事務局 健康センター 深川スポーツセンター 深川北スポーツセンター | 地域振興部 健康部（保健所） |
| 江東シーサイドマラソン大会実行委員会 | 補助金交付 | | 地域振興部 |
| 株式会社マミー・インターナショナル | 指定管理 | 千田福祉会館 千田児童館 | 福祉部 教育委員会事務局 |
| 社会福祉法人江東区社会福祉協議会 | 補助金交付 | 事務局 | 福祉部 |
| 公益社団法人江東区シルバー人材センター | 補助金交付 | | 福祉部 |

| | | | |
|---------------|-------|---|--------|
| 社会福祉法人奉優会 | 指定管理 | 枝川高齢者在宅サービスセンター 枝川在宅介護支援センター | 福祉部 |
| 社会福祉法人おあしす福祉会 | 補助金交付 | ウィル・オアシス オアシス・プラス ピアワーク・オアシス コム・オアシス | 福祉部 |
| 社会福祉法人わかみや福祉会 | 指定管理 | 南砂第二保育園 | こども未来部 |
| 株式会社日本生科学研究所 | 補助金交付 | 日生豊洲駅前保育園ひびき | こども未来部 |

3 監査の実施期日

平成28年10月3日から同年11月21日までのうち18日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは平成27年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、株式会社マミー・インターナショナル、社会福祉法人江東区社会福祉協議会、社会福祉法人奉優会、社会福祉法人おあしす福祉会、社会福祉法人わかみや福祉会の5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

ア 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。

イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。

ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。

エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

平成28年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員129名（うち区派遣職員5名）で構成されている（平成28年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

(イ) 補助金額

| 交付対象 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|---------------------------|----------------|--------------|
| 文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂 | 885,103,047円 | 866,597,028円 |
| 芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館 | 126,386,439円 | 123,585,819円 |
| 合計 | 1,011,489,486円 | 990,182,847円 |

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として、合計3億円を出資している。なお、平成27年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(4) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

| 施設内訳 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|------------------------------------|--------------|--------------|
| 文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター | 563,394,944円 | 598,818,051円 |
| 芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館 | 92,894,676円 | 104,803,718円 |
| 合 計 | 656,289,620円 | 703,621,769円 |

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。平成27年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

平成27年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認

められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められが、一部において適正とは言い難い事例があったので別項で意見を付す。また、別項意見に付した事項を除き、指定管理者の義務は、協定の内容に基づき、履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 監査委員意見

今回の監査の中で、一部の施設における消防用設備保守委託において、仕様書にある消火器の本数と点検時の実本数が異なっているもの、一部点検結果が点検報告書へ記載漏れとなっているものなど、委託内容と点検報告書記載内容との相互確認が十分に行われていないと考えられる事例が見受けられた。

また、平成23年4月1日に消火器の点検基準の改正があり、製造から10年を経過したものについては、平成26年3月31日までの耐圧性能点検猶予期間を設けた上で、義務付けられた耐圧性能点検を実施し、これに合格すれば、特例により平成33年12月31日まで設置することが可能とされたことに伴い、点検報告書において、平成14年製造の消火器について消火器本体の耐圧試験又は交換が必要である旨繰り返し指摘がなされているにもかかわらず、そのいずれも実施していない施設が見受けられた。

消防用設備等の点検については、消防法第17条の3の3により、設置義務のある建物の関係者（所有者・管理者・占有者）が定期的に点検を行う義務があり、施設利用者の安全確保という観点からも、各設備について、災害時や非常時に確実に機能することが求められる。

そのためにも、点検報告書記載内容の十分な精査はもちろん、報告内容への対応も、緊急性及び必要性に応じて速やかに行われることが必要である。

区は、点検報告書等の関係書類を確認するなど消防用設備等の点検状況を的確に把握するとともに、財団が公の施設の管理運営を担うものとして、消防法の意義を踏まえ、その責任を十分果たすよう、実施されていないものや対応が必要なものについては、適宜、確実な履行を行うよう指導・監督を行われたい。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

| | 平成27年度 | 平成26年度 | 増 減 | 摘 要 |
|------------------|---------------|---------------|--------------|--------------------------|
| 収入 | 2,314,465,943 | 2,370,727,679 | △ 56,261,736 | |
| 基本財産重用収入 | 235,200 | 241,416 | △ 6,216 | |
| 特定資産重用収入 | 329,552 | 207,009 | 122,543 | |
| 事業収入 | 164,279,766 | 165,900,743 | △ 1,620,977 | 入場料収入、受講料収入、広告収入等 |
| 利用料金収入 | 446,938,739 | 430,622,628 | 16,316,111 | 施設利用料金収入、器具利用料金収入、観覧料収入等 |
| 補助金等収入 | 1,682,480,106 | 1,711,878,616 | △ 29,398,510 | |
| 補助金収入 | 1,011,489,486 | 990,182,847 | 21,306,639 | 区補助金 |
| 受託収入 | 656,289,620 | 703,621,769 | △ 47,332,149 | 区指定管理料 |
| 助成金等収入 | 14,701,000 | 18,074,000 | △ 3,373,000 | |
| 文化振興事業積立預金取崩収入 | 4,041,000 | 4,169,000 | △ 128,000 | |
| 退職給付引当資産取崩収入 | 10,405,300 | 54,460,800 | △ 44,055,500 | |
| 寄附金収入 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | |
| 雑収入 | 129,250 | 162,474 | △ 33,224 | 受取利息収入等 |
| 前期繰越収支差額 | 2,627,030 | 3,084,993 | △ 457,963 | |
| 支出 | 2,311,899,564 | 2,368,100,649 | △ 56,201,085 | |
| 事業費支出 | 1,280,177,983 | 1,305,226,102 | △ 25,048,119 | |
| コミュニティ振興事業費支出 | 53,603,276 | 58,977,444 | △ 5,374,168 | |
| グループ育成事業費支出 | 28,770,360 | 26,175,535 | 2,594,825 | |
| 情報収集・提供事業費支出 | 30,685,429 | 30,830,289 | △ 144,860 | |
| 文化芸術振興事業費支出 | 103,757,848 | 94,547,083 | 9,210,765 | |
| 併設記念館展示事業費支出 | 3,077,627 | 3,390,299 | △ 312,672 | |
| 歴史文化施設事業費支出 | 30,874,571 | 29,224,738 | 1,649,833 | |
| 施設管理事業費支出 | 1,017,184,086 | 1,050,239,268 | △ 33,055,182 | |
| 利用者支援事業費支出 | 12,224,786 | 11,841,446 | 383,340 | |
| 法人管理運営費支出 | 943,874,998 | 974,582,545 | △ 30,707,547 | |
| 人件費支出 | 879,508,879 | 912,303,132 | △ 32,794,253 | |
| 法人管理事務費支出 | 62,546,299 | 60,496,027 | 2,050,272 | |
| 法人運営費支出 | 1,819,820 | 1,783,386 | 36,434 | |
| 文化振興事業積立預金支出 | 2,627,030 | 3,084,993 | △ 457,963 | |
| 文化振興事業積立預金資産取得支出 | 6,405 | 2,800 | 3,605 | |
| 退職給付引当資産支出 | 85,213,148 | 85,204,209 | 8,939 | |
| 収支差額 | 2,566,379 | 2,627,030 | △ 60,651 | |

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

| | 平成27年度 (平成28年3月31日現在) (A) | 平成26年度 (平成27年3月31日現在) (B) | 増(△)減 | |
|---------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------------|
| | | | 金額 (A-B) | 率 ((A-B)/B×100) |
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | 250,430,183 | 224,544,686 | 25,885,497 | 11.5 |
| 現金 | 3,063,500 | 3,500,993 | △ 437,493 | △ 12.5 |
| 普通預金 | 227,034,454 | 200,774,436 | 26,260,018 | 13.1 |
| 未収金 | 8,545,779 | 8,262,180 | 283,599 | 3.4 |
| 前払金 | 543,416 | 654,497 | △ 111,081 | △ 17.0 |
| 棚卸資産 | 11,243,034 | 11,352,580 | △ 109,546 | △ 1.0 |
| 固定資産 | 851,117,983 | 788,789,220 | 62,328,763 | 7.9 |
| 基本財産 | 350,000,000 | 350,000,000 | 0 | 0.0 |
| 特定資産 | 500,787,863 | 427,387,580 | 73,400,283 | 17.2 |
| 文化振興事業積立預金 | 24,045,776 | 25,453,341 | △ 1,407,565 | △ 5.5 |
| 退職給付引当資産 | 476,742,087 | 401,934,239 | 74,807,848 | 18.6 |
| その他固定資産 | 330,120 | 11,401,640 | △ 11,071,520 | △ 97.1 |
| 什器備品 | 330,120 | 381,012 | △ 50,892 | △ 13.4 |
| リース資産 | 0 | 11,020,628 | △ 11,020,628 | △ 100.0 |
| 資産合計 | 1,101,548,166 | 1,013,333,906 | 88,214,260 | 8.7 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | 272,704,556 | 253,679,642 | 19,024,914 | 7.5 |
| 未払金 | 196,299,565 | 171,707,628 | 24,591,937 | 14.3 |
| 前受金 | 16,249,700 | 18,241,600 | △ 1,991,900 | △ 10.9 |
| 預り金 | 24,071,505 | 20,615,848 | 3,455,657 | 16.8 |
| リース債務(1年以内) | 0 | 11,163,903 | △ 11,163,903 | △ 100.0 |
| 賞与引当金 | 36,083,786 | 31,950,663 | 4,133,123 | 12.9 |
| 固定負債 | 722,498,745 | 628,622,814 | 93,875,931 | 14.9 |
| 退職給付引当金 | 722,498,745 | 628,622,814 | 93,875,931 | 14.9 |
| リース債務(1年超) | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 負債合計 | 995,203,301 | 882,302,456 | 112,900,845 | 12.8 |
| 正味財産の部 | | | | |
| 指定正味財産 | 300,000,000 | 300,000,000 | 0 | 0.0 |
| (うち基本財産への充当額) | (300,000,000) | (300,000,000) | 0 | 0.0 |
| 一般正味財産 | △ 193,655,135 | △ 168,968,550 | △ 24,686,585 | △ 14.6 |
| (うち基本財産への充当額) | (50,000,000) | (50,000,000) | 0 | 0.0 |
| (うち特定資産への充当額) | (24,045,776) | (25,453,341) | (△1,407,565) | △ 5.5 |
| 正味財産合計 | 106,344,865 | 131,031,450 | △ 24,686,585 | △ 18.8 |
| 負債及び正味財産合計 | 1,101,548,166 | 1,013,333,906 | 88,214,260 | 8.7 |

2 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員62名（うち区派遣職員6名）で構成されている（平成28年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

| 交付対象 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|--------|--------------|--------------|
| 健康センター | 27,539,002円 | 34,687,572円 |
| スポーツ施設 | 613,409,869円 | 625,721,934円 |
| 法人管理費 | 73,521,221円 | 64,997,580円 |
| 合計 | 714,470,092円 | 725,407,086円 |

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、平成27年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(4) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

| 施設等内訳 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-------------|--------------|--------------|
| 健康センター | 62,000,284円 | 58,106,382円 |
| スポーツ施設 | 562,182,999円 | 619,096,175円 |
| スポーツネット管理業務 | 28,348,311円 | 20,059,272円 |
| 合計 | 652,531,594円 | 697,261,829円 |

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。平成27年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

平成27年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統

制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位: 円)

| | 平成27年度 | 平成26年度 | 増 減 | 摘 要 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------|
| 収入 | 1,935,145,821 | 2,041,203,860 | △ 106,058,039 | |
| 基本財産運用収入 | 601,449 | 658,395 | △ 56,946 | |
| 事業収入 | 566,684,098 | 607,461,316 | △ 40,777,218 | 健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等 |
| 補助金等収入 | 1,367,001,686 | 1,422,668,915 | △ 55,667,229 | |
| 補助金収入 | 714,470,092 | 725,407,086 | △ 10,936,994 | 区補助金 |
| 受託事業収入 | 652,531,594 | 697,261,829 | △ 44,730,235 | 区指定管理料 |
| 退職給付引当預金取崩収入 | 0 | 10,272,079 | △ 10,272,079 | |
| 雑収入 | 858,588 | 143,155 | 715,433 | 受取利息収入、公衆電話料金等 |
| 前期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | |
| 支出 | 1,935,145,821 | 2,041,203,860 | △ 106,058,039 | |
| 事業費支出 | 1,856,833,843 | 1,961,663,691 | △ 104,829,848 | |
| 人件費 | 226,682,872 | 226,093,185 | 589,687 | |
| 健康増進事業ほか5事業費 | 576,641,770 | 614,832,704 | △ 38,190,934 | |
| 健康センター管理事業費 | 64,647,044 | 60,562,728 | 4,084,316 | |
| スポーツ施設管理事業費 | 960,513,846 | 1,040,115,802 | △ 79,601,956 | |
| スポーツネット管理事業費 | 28,348,311 | 20,059,272 | 8,289,039 | |
| 管理費支出 | 68,418,401 | 79,356,268 | △ 10,937,867 | |
| 管理費 | 67,353,533 | 78,295,596 | △ 10,942,063 | |
| 運営費 | 1,064,868 | 1,060,672 | 4,196 | |
| 健康スポーツ事業積立預金支出 | 3,581 | 3,569 | 12 | |
| 退職給付引当預金支出 | 9,889,996 | 180,332 | 9,709,664 | |
| 収支差額 | 0 | 0 | 0 | |

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

| | 平成27年度 (平成28年3月31日現在) (A) | 平成26年度 (平成27年3月31日現在) (B) | 増(△)減 | |
|---------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|--------------------|
| | | | 金額 (A-B) | 率 ((A-B)/B×100) |
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | 285,633,884 | 237,056,226 | 48,577,658 | 20.5 |
| 現金 | 2,925,532 | 3,345,416 | △ 419,884 | △ 12.6 |
| 普通預金 | 272,468,255 | 222,580,920 | 49,887,335 | 22.4 |
| 立替金 | 988,549 | 1,078,805 | △ 90,256 | △ 8.4 |
| 未収金 | 9,387,548 | 10,298,085 | △ 910,537 | △ 8.8 |
| 貸倒引当金 | △ 136,000 | △ 247,000 | 111,000 | 44.9 |
| 固定資産 | 569,340,960 | 493,656,229 | 75,684,731 | 15.3 |
| 基本財産 | 300,000,000 | 300,000,000 | 0 | 0.0 |
| 特定資産 | 101,293,629 | 91,400,052 | 9,893,577 | 10.8 |
| 退職給付引当資産 | 87,007,910 | 77,117,914 | 9,889,996 | 12.8 |
| 健康スポーツ事業積立資産 | 14,285,719 | 14,282,138 | 3,581 | 0.0 |
| その他固定資産 | 168,047,331 | 102,256,177 | 65,791,154 | 64.3 |
| 資産合計 | 854,974,844 | 730,712,455 | 124,262,389 | 17.0 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | 357,530,559 | 297,156,175 | 60,374,384 | 20.3 |
| 未払金 | 279,170,623 | 230,418,053 | 48,752,570 | 21.2 |
| 預り金 | 6,325,641 | 6,390,193 | △ 64,552 | △ 1.0 |
| 賞与引当金 | 12,506,284 | 11,795,709 | 710,575 | 6.0 |
| 短期リース債務 | 59,528,011 | 48,552,220 | 10,975,791 | 22.6 |
| 固定負債 | 346,741,132 | 278,317,946 | 68,423,186 | 24.6 |
| 退職給付引当金 | 236,286,535 | 222,457,589 | 13,828,946 | 6.2 |
| 長期リース債務 | 110,454,597 | 55,860,357 | 54,594,240 | 97.7 |
| 負債合計 | 704,271,691 | 575,474,121 | 128,797,570 | 22.4 |
| 正味財産の部 | | | | |
| 指定正味財産 | 300,000,000 | 300,000,000 | 0 | 0.0 |
| (うち基本財産への充当額) | (300,000,000) | (300,000,000) | 0 | 0.0 |
| 一般正味財産 | △ 149,296,847 | △ 144,761,666 | △ 4,535,181 | △ 3.1 |
| (うち特定資産への充当額) | (14,285,719) | (14,282,138) | (3,581) | 0.0 |
| 正味財産合計 | 150,703,153 | 155,238,334 | △ 4,535,181 | △ 2.9 |
| 負債及び正味財産合計 | 854,974,844 | 730,712,455 | 124,262,389 | 17.0 |

3 江東シーサイドマラソン大会実行委員会

(1) 団体の概要

江東シーサイドマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第30回大会（平成22年度）より設立された。区内各種団体の代表者及び区職員等で構成され、江東シーサイドマラソン大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東シーサイドマラソン大会補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東シーサイドマラソン大会補助金交付基準（平成23年4月1日23江地
ス第364号）

イ 補助金額

| | 金 額 | 摘 要 |
|------|-------------|------------------------------|
| 交付金額 | 12,350,000円 | 概算払等 |
| 確定金額 | 12,350,000円 | 大会参加費や賛助金等 24,635,989円を除く |
| 精算金額 | 0円 | |

ウ 補助事業の概要

大会は、「潮風に乗って走ろう」をスローガンに掲げ、江東区南部臨海地域を中心に10km部門及びハーフ部門を設け、公益財団法人日本陸上競技連盟の公認の下、実施している。

第35回大会は、平成27年11月29日（日）に開催された。10km部門1,687名、ハーフ部門3,151名の市民ランナーが申込みをし、江東区夢の島競技場をスタート・フィニッシュ地点として4,149名が出走し、3,946名が完走した。

(3) 財政の状況

実行委員会は、区からの補助金収入のほか、大会参加費収入、賛助金収入、前年度の積立金等をもって運営されている。平成27年度における資金収支決算は、次のとおりである。

| 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------|
| 36,985,989円 | 36,985,989円 | 0円 |

※収入金額には、前年度の積立金5,690,818円を含む。

※支出金額には、翌年度以降の大会運営の充実等を図るための積立金5,329,638円(利息分132円含む)を含む。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

4 株式会社マミー・インターナショナル

(1) 団体の概要

株式会社マミー・インターナショナル（以下「会社」という。）は、平成6年3月に「マミー保育センター茅ヶ崎園」が設立されたことにはじまり、平成19年4月2日に株式会社として設立され、次の事業を行っている。

- ① 保育施設・マンション内保育施設運営
- ② 保育士派遣
- ③ 放課後子ども教室事業
- ④ 英語教育事業
- ⑤ 指定管理事業等

(2) 区との関係

区は、会社を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

- ① 千田福社会館
- ② 千田児童館

イ 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

ウ 指定管理料

| 施設内訳 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|--------|-------------|-------------|
| 千田福社会館 | 35,038,916円 | 35,730,611円 |
| 千田児童館 | 38,603,669円 | 35,519,669円 |

※千田福社会館には、介護予防事業460,000円を含む。

エ 指定管理業務

- ① 千田福社会館
 - (ア) 福社会館の運営
 - (イ) 利用料金に関すること
 - (ウ) 施設及び設備の維持管理
- ② 千田児童館
 - (ア) 児童館の運営
 - (イ) 学童クラブの運営
 - (ウ) 利用料金に関すること

(エ) 施設及び設備の維持管理

(3) 監査対象施設に係る財政状況

千田福社会館及び千田児童館は、主として指定管理料により運営されている。平成27年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 千田福社会館

| 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------------|
| 35,236,606円 | 33,996,062円 | 1,240,544円 |

※介護予防事業460,000円を含む。

イ 千田児童館

| 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------------|
| 38,735,369円 | 34,648,589円 | 4,086,780円 |

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員21名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名、顧問2名、幹事2名）及び職員99名（うち区派遣職員7名）で構成されている（平成28年4月1日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業及び法人後見等事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

| 交付対象 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------------|-------------|
| 社会福祉協議会事業費助成事業 | 155,556,028円 | 118,553,910 |
| 管理運営事業及び施設運営事業 | 139,737,624円 | 103,505,005 |
| 応急小口福祉資金貸付事業 | 1,598,984円 | 1,441,222円 |
| ホームヘルプサービス事業 | 4,286,642円 | 4,197,960円 |
| 福祉機器リサイクル事業 | 863,324円 | 587,173円 |
| 法人後見等事業 | 9,069,454円 | 8,822,550円 |

| | | |
|-------------------|--------------|-------------|
| ボランティアセンター運営費助成事業 | 31,949,907円 | 30,382,360 |
| ボランティア活動推進事業 | 31,949,907円 | 30,382,360 |
| 合 計 | 187,505,935円 | 148,936,270 |

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、給与振込手数料、租税公課、光熱水費及びパソコンリース料である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。平成27年度における資金収支決算は、次のとおりである。なお、平成23年7月27日付の厚生労働省による通知により、平成27年4月から社会福祉法人会計基準を適用し、会計処理を行っている。

ア 地域福祉推進事業

| | 平成27年度 |
|------|--------------|
| 収 入 | 492,814,869円 |
| 支 出 | 458,867,494円 |
| 収支差額 | 33,947,375円 |

※収入額には、前期末支払資金残高33,268,183円を含む。

イ 歳末たすけあい運動事業

| | 平成27年度 |
|------|------------|
| 収 入 | 2,231,686円 |
| 支 出 | 2,231,686円 |
| 収支差額 | 0円 |

ウ 応急小口福祉資金貸付事業

| | 平成27年度 |
|------|-------------|
| 収 入 | 36,163,412円 |
| 支 出 | 6,358,484円 |
| 収支差額 | 29,804,928円 |

※収入額には、前期末支払資金残高29,416,875円を含む。

エ 障害者福祉センター事業

| | 平成27年度 |
|------|--------------|
| 収 入 | 357,576,780円 |
| 支 出 | 356,597,638円 |
| 収支差額 | 979,142円 |

※収入額には、前期末支払資金残高 695,007 円を含む。

オ まつのみ作業所事業

| | 平成27年度 |
|------|-------------|
| 収 入 | 64,568,361円 |
| 支 出 | 64,568,361円 |
| 収支差額 | 0円 |

※収入額には、前期末支払資金残高57,444円を含む。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 公益社団法人江東区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

ア 概要

公益社団法人江東区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和54年に任意団体「江東区高齢者事業団」として設立された団体である。その後、昭和55年の公益法人認可を経て、平成23年4月、公益社団法人に移行した。

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項の指定を受け、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供等を行っている。

センターの仕組みは、次のとおりである。

センターは、企業、家庭、公共団体等の発注者と請負契約又は委任契約を締結する。その契約を受けて、センターは会員に仕事を提供し、会員は引き受けた仕事を完成又は遂行し、実績に応じて報酬を「配分金」として受け取る。なお、会員は、年会費として2,000円をセンターに支払わなければならない。

イ 組織

センターは、役員16名（会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事11名、監事2名）及び職員17名（うち区派遣職員3名）で構成され、会員総数は、2,869名であった（平成28年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営費（人件費等）につき補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）及び公益社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助金事務処理要領

(平成24年4月1日24江福高第1号)

イ 補助金額

| | 金 額 | 摘 要 |
|------|-------------|------|
| 交付金額 | 62,385,000円 | 概算払等 |
| 確定金額 | 62,385,000円 | |
| 精算金額 | 0円 | |

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区及び国庫からの補助金収入のほか、事業収入及び会費収入をもって運営されている。平成27年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

| 項 目 | 決 算 額 | 摘 要 |
|------|-------------|--------------------------------------|
| 収入 | 62,385,000円 | |
| 区補助金 | 62,385,000円 | |
| 支出 | 62,385,000円 | |
| 事業費 | 47,235,000円 | 職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、退職給付費用、委託費等 |
| 管理費 | 15,150,000円 | 職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、退職給付費用 |
| 収支差額 | 0円 | |

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 社会福祉法人奉優会

(1) 団体の概要

社会福祉法人奉優会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、社会福祉法の定めるところにより平成11年11月に設立された団体であり、次の事業を行っている。

① 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

② 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業の経営

(イ) 老人デイサービスセンターの経営

(ウ) 老人居宅介護等事業の経営

(エ) 老人福祉センターの経営

(オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(カ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(キ) 老人介護支援センターの経営

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

① 枝川高齢者在宅サービスセンター

② 枝川在宅介護支援センター

イ 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

なお、枝川在宅介護支援センターについては、平成28年3月31日付けで廃止となった。

ウ 指定管理料

| 施設内訳 | 平成27年度 |
|-----------------|-------------|
| 枝川高齢者在宅サービスセンター | 66,155,556円 |
| 枝川在宅介護支援センター | 4,382,564円 |

エ 指定管理業務

- ① 江東区高齢者在宅サービスセンター条例（平成4年江東区条例第46号）第3条及び江東区在宅介護支援センター条例（平成8年江東区条例第11号）第5条に規定する事業の実施に関する業務
- ② 在宅サービスセンターの施設の利用に関する業務
- ③ 施設の維持保全に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

平成27年度における資金収支決算は、次のとおりである。

| 項 目 | 決 算 額 | 摘 要 |
|---------------------|-------------|-----------------|
| 事業活動による収支(1) | 9,771,836円 | |
| 収入 | 99,213,488円 | |
| 居宅介護料収入(介護報酬収入) | 59,367,786円 | |
| 居宅介護料収入(利用者負担金収入) | 6,848,658円 | |
| 居宅介護支援介護料収入 | 4,382,564円 | |
| 利用者等利用料収入 | 5,572,700円 | |
| その他の事業収入 | 23,031,160円 | |
| その他の収入 | 10,620円 | |
| 支出 | 89,441,652円 | |
| 人件費支出 | 66,877,248円 | |
| 事業費支出 | 14,956,555円 | |
| 事務費支出 | 7,574,626円 | |
| 支払利息支出 | 32,791円 | |
| その他の支出 | 432円 | |
| 施設整備等による収支(2) | △775,649円 | |
| 収入 | 0円 | |
| 支出 | 775,649円 | ファイナンス・リース債務の返済 |
| その他の活動による収支(3) | △8,845,151円 | |
| 収入 | 66,849円 | 拠点区分間繰入金収入 |
| 支出 | 8,912,000円 | 拠点区分間繰入金支出 |
| 前期末支払資金残高(4) | △4,534,029円 | |
| 収支差額(1)+(2)+(3)+(4) | △4,382,993円 | |

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 社会福祉法人おあしす福祉会

(1) 団体の概要

社会福祉法人おあしす福祉会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に基づき設立された団体であり、次の事業を行っている。

① 第二種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 地域活動支援センターの経営
- (ウ) 一般相談支援事業の経営
- (エ) 特定相談支援事業の経営

法人の前身は、本区で精神障害者共同作業所である「のびのび第2作業所」、「のびのび第3作業所」等を運営していた民間有志の運営委員会である。運営委員会の運営する施設が順次、法人に移管されてきた。

現在、法人は、地域活動支援センター（相談支援事業）「ウィル・オアシス」、就労継続支援B型事業所「オアシス・プラス」及び「コム・オアシス」、多機能型事業所（就労継続支援B型・就労移行支援）「ピアワーク・オアシス」その他事業所等を運営している。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、精神障害者地域活動支援センター及び障害福祉サービス事業の運営経費として補助金を交付した。

ア 根拠法令等

- ① 江東区精神障害者地域活動支援センター運営費等補助金交付要綱（平成20年9月30日20江保保第1776号。以下「地域活動支援センター運営費補助金交付要綱」という。）
- ② 江東区障害福祉サービス及び障害児通所支援事業運営助成要綱（平成20年4月1日20江保障第2876号。以下「障害福祉サービス運営助成要綱」という。）
- ③ 江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱（平成23年4月1日23江福障第1084号。以下「日中活動系サービス補助金交付要綱」という。）

という。)

イ 補助金額

| 施設名 | 金額 | 補助の根拠規程 |
|------------|-------------|----------------------|
| ウィル・オアシス | 19,598,400円 | 地域活動支援センター運営費補助金交付要綱 |
| オアシス・プラス | 5,698,600円 | 障害福祉サービス運営助成要綱 |
| | 5,520,000円 | 日中活動系サービス補助金交付要綱 |
| ピアワーク・オアシス | 6,000,000円 | 障害福祉サービス運営助成要綱 |
| | 7,483,000円 | 日中活動系サービス補助金交付要綱 |
| コム・オアシス | 6,000,000円 | 障害福祉サービス運営助成要綱 |
| | 6,536,000円 | 日中活動系サービス補助金交付要綱 |
| 合計 | 56,836,000円 | |

ウ 補助事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条に規定する地域活動支援センターの運営、就労移行支援、就労継続支援等を行っている。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

法人は、区からの補助金収入のほか、自立支援給付費収入、就労支援事業収入等をもって運営されている。平成27年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア ウィル・オアシス

| 収入 | 支出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------------|
| 36,670,084円 | 34,275,845円 | 2,394,239円 |

※収入額には、前期末支払資金残高999,051円を含む。

イ オアシス・プラス

| 収入 | 支出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------------|
| 55,141,267円 | 51,789,729円 | 3,351,538円 |

※収入額には、前期末支払資金残高2,420,636円を含む。

ウ ピアワーク・オアシス

| 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------------|
| 80,572,741円 | 71,910,765円 | 8,661,976円 |

※収入額には、前期末支払資金残高8,965,515円を含む。

エ コム・オアシス

| 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-------------|-------------|------------|
| 54,656,345円 | 52,727,990円 | 1,928,355円 |

※収入額には、前期末支払資金残高6,824,972円を含む。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

9 社会福祉法人わかみや福祉会

(1) 団体の概要

社会福祉法人わかみや福祉会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉法の定めるところにより、昭和53年6月に設立された団体であり、次の事業を行っている。

① 第二種社会福祉事業

- (ア) 保育所の経営
- (イ) 地域子育て支援拠点事業
- (ウ) 一時預かり事業
- (エ) 放課後児童健全育成事業の経営

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

南砂第二保育園

イ 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

ウ 指定管理料

| 施設内訳 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|---------|--------------|--------------|
| 南砂第二保育園 | 195,901,711円 | 189,142,101円 |

エ 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年江東区条例第9号）第9条第2項の規定による業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

南砂第二保育園は、主として指定管理料により運営されている。平成27年度における収支決算は、次のとおりである。

| 項目 | 決算額 | 摘要 |
|---------------------|--------------|-------------------|
| 事業活動による収支(1) | 24,772,541円 | |
| 収入 | 200,698,478円 | |
| 保育事業収入 | 197,137,111円 | 区指定管理料、延長保育収入 |
| 受取利息配当金収入 | 7,120円 | |
| その他の収入 | 3,554,247円 | |
| 支出 | 175,925,937円 | |
| 人件費支出 | 140,075,307円 | |
| 事業費支出 | 23,531,988円 | |
| 事務費支出 | 9,204,142円 | |
| その他の支出 | 3,114,500円 | |
| 施設整備等による収支(2) | △6,880,172円 | |
| 収入 | 0円 | |
| 支出 | 6,880,172円 | 固定資産取得支出 |
| その他活動による収支(3) | △8,000,000円 | |
| 収入 | 0円 | |
| 支出 | 8,000,000円 | 積立資産支出、拠点区分間繰入金支出 |
| 前期末支払資金残高(4) | 17,232,557円 | |
| 収支差額(1)+(2)+(3)+(4) | 27,124,926円 | |

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、別項の指摘事項を除き、指定管理者の義務は、協定の内容に基づき、履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 指摘事項

ア 指定管理料の積算について

区は、法人に対し、「江東区南砂第二保育園の管理に関する基本協定書」

に基づき「江東区南砂第二保育園の年度協定」を締結した上で、前金払として指定管理料の分割支払をしている。年度終了後、法人から提出される事業報告書及び決算書類を元に金額を精査し、指定管理料を確定している。そして、契約変更を行い、支払の最終回で支払額を調整している。

この中で、区は、「江東区延長保育事業費補助要綱」（以下「本要綱」という。）に基づき、指定管理料の一部を算定している。

本要綱による指定管理料は、延長保育事業にかかる経費としての常勤保育士及び非常勤保育士の雇用経費並びに受託児童数に応じた加算額の合計額から保育園が受託児童の保護者から徴収した保育料を減じた額により算定される。

今回の監査で法人より提出された平成27年度の事業報告書等を確認したところ、平成27年6月及び平成28年2月の受託児童数並びに平成27年8月の延長保育料について利用実績の報告数値に誤りがあり、計3,300円が法人に対し過大に支出されていた。

区は、法人と協議の上、平成27年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、交付申請・実績報告の際に適正な審査を行うとともに、指定管理料算定の基礎となる各要綱等の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。

イ 消防用設備等の点検について

消防用設備等の点検については、消防法第17条の3の3により、設置義務のある建物の関係者（所有者・管理者・占有者）が定期的に点検を行い、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があり、点検防火対象物や点検実施者についても、同法施行令第36条第2項により細かく定められている。

また、同法施行規則第31条の6及び平成16年消防庁告示第9号によると、機器点検については、6か月に1回、総合点検については1年に1回実施し、結果報告を特定防火対象物については1年に1回、非特定防火対象物については3年に1回行うこととされている。

しかしながら、今回の監査で確認したところ、平成27年度においては、機器点検について失念により年1回の実施となっており、法令を遵守しているとは言い難い状況であった。加えて、区への実績報告において

は、機器点検につき年2回実施した旨の記載があり、施設管理に関し正確な報告がなされていなかった。

消防用設備等の点検は、災害発生時にその設備が確実に機能するよう、消防法で定められている点検であり、法定点検回数を遵守し、機器の安全性を確認することは、建物管理者としての法人の義務である。

区は、実績報告書等の関係書類を確認するなど消防用設備等の点検状況を的確に把握するとともに、法人が施設の管理運営を担うものとして、消防法の意義を踏まえ適正に消防用設備等の点検を実施するよう指導・監督を行われたい。

10 株式会社日本生科学研究所

(1) 団体の概要

株式会社日本生科学研究所（以下「会社」という。）は、昭和59年9月12日に株式会社として設立され、次の事業を行っている。

- ① 保育事業（認可・認証保育園）
- ② 医薬事業（調剤薬局・保健健診事業）
- ③ 介護事業（介護事業所、教育研修・資格取得事業）
- ④ 食品事業（学校給食食材卸、配食サービス自治体委託）

(2) 区との関係

区は、認可保育所を運営する会社に対して、保育士等のキャリアアップ（処遇改善）に向けた取組に要する費用及び保育サービスの向上を図ることを目的とした江東区保育サービス事業の運営経費として補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区保育士等キャリアアップ（処遇改善）補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2365号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）及び江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2742号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）

イ 補助金額

| 施設名 | 金額 | 補助の根拠規程 |
|------------------|-------------|----------------|
| 日生豊洲駅前保育園 ひびき | 5,186,000円 | キャリアアップ補助要綱 |
| | 4,934,000円 | 保育サービス推進事業補助要綱 |
| 合計 | 10,120,000円 | |

ウ 補助事業の概要

保育士等の処遇改善に向けた賃金改善と、保育サービス推進事業のうち零歳児保育対策及び産休明け保育、延長保育、アレルギー児対応、外国人児童受入れ及び第三者評価受審等を行っている。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

法人は、区からの補助金収入のほか、委託費収入、その他の事業収入等をもって運営されている。平成27年度における資金収支決算は、次のとおりである。

| 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|--------------|--------------|--------------|
| 149,019,348円 | 179,098,623円 | △30,079,275円 |

※収入額には、前期末支払資金残高△31,997,296円を含む。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。